

# 申告と納税はお早めに！

国税庁ホームページ  
「所得税の確定申告」



申告の際には、12桁のマイナンバーの記入と本人確認が必要です。マイナンバーが確認できるものと本人確認書類をご用意ください。

## ▶ 申告をする場所など

	厚木税務署 4階 (厚木市水引 1-10-7)	愛川町役場新庁舎4階申告会場
期間	2月16日(月)～3月16日(月)の平日 <b>ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードによる申告LINEによるオンライン事前予約が必要です。</b> ● 駐車場は台数に限りがあります。確定申告期間中、満車の場合の入庫待ちはできません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。 ● 3月1日(日)は相模原税務署で相談・受け付けを行います(相模原税務署の駐車場はご利用できません)。	2月16日(月)～3月16日(月)の平日 <b>事前予約制(予約受け付けは終了しました)。</b> 予約日時は2月9日(月)までに届くメールまたは返信はがきでご確認ください。
時間	午前9時～午後5時 (受け付けは午前8時30分～午後4時) <b>当日、会場で配布の入場整理券はなくなり次第終了となります。</b>	午前9時～正午、午後1時～4時40分
申告する内容など	① 営業・不動産所得などを申告する方 ② 不動産や株式などの譲渡所得を申告する方 ③ 住宅借入金等特別控除などを申告する方 ④ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方 ⑤ 退職所得を申告する方 ⑥ 損失申告をする方 ⑦ 書き上げた申告書の提出(郵送可)	① 町県民税の申告をする方 ② 次に該当する確定申告をする方 ● 年末調整の済んでいない給与所得を申告する方 ● 給与を2カ所以上から受けている方 ● 公的年金などを申告する方 ● 医療費控除、医療費控除の特例分を申告する方 ※注1 ③ 書き上げた申告書の提出のみ <b>上記以外の申告・相談は厚木税務署でお願いします。</b>
必要なもの ※注4	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与・公的年金の源泉徴収票</li> <li>国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの控除証明書 ※注2</li> <li>生命保険料・地震保険料の控除証明書</li> <li>寄附金控除(ふるさと納税を含む)の申告をする方は寄附金受領証明書など ※注3</li> <li>医療費控除、医療費控除の特例分の申告をする方は、医療費控除の明細書 ※注1</li> <li>医療費控除の特例分の申告をする方は、健康の維持増進の取り組みなどを行っている証明書</li> <li>前年の申告書の控え</li> <li>電卓、筆記用具など</li> <li>還付申告の方は、振込先の口座番号が分かるもの</li> </ul> <p><b>マイナンバーおよび本人確認に係るもの【①、または②と③をお持ちください】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人番号カード(マイナンバーカード)</li> <li>② 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し</li> <li>③ 運転免許証、公的医療保険の資格確認書、パスポートなどの公的証明書1点</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告提出の方および町県民税申告書を郵送で提出する方は①のコピー、または②のコピーと③のコピーを添付してください。</li> <li>代理人による町県民税申告の場合は、委任状、代理人の証明書、申告者本人のマイナンバー確認書類が必要です。</li> </ul>	
注意事項	<p>※注1 医療費控除の明細書の様式は、町税務課や国税庁ホームページで配布しています。</p> <p>※注2 国民年金保険料、国民年金基金の掛け金に係る社会保険料控除の適用には、控除証明書の添付が必要です。</p> <p>※注3 ふるさと納税をした方が確定申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用がなくなりますので寄附金受領証明書などを必ず添付してください。</p> <p>※注4 厚木税務署で申告する場合は、スマートフォンで申告書を作成しますので、マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード(利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書)とスマートフォンが必要です。</p>	

**マイナンバーカードの電子証明書の失効や有効期限切れにご注意ください**  
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信および、厚木税務署で確定申告する場合は、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードによる申告となります。マイナンバーカードの電子証明書が失効・有効期限切れの場合や、パスワードが不明な方は、当日確定申告書の送信ができない場合がありますのでご注意ください。

# 所得税の確定申告・町県民税の申告は 2月16日(月)～3月16日(月)です!

問 町県民税の申告について ▶ 税務課 町民税班 ☎(内線)3273

問 所得税の確定申告・e-Taxについて ▶ 厚木税務署 ☎ 046(221)3261

個人事業主の消費税は  
3月31日(火)まで

## 確定申告はスマホで簡単に 約4人に3人がe-Taxで確定申告!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信ができます。また、自動計算されるので計算誤りがありません。

- STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- STEP 2 提出方法「マイナンバーカード方式」を選択し、マイナンバーカードをスマホで読み取り
- STEP 3 画面の案内に従って、収入・控除などに関する情報を入力
- STEP 4 マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出

### 国税庁 確定申告書等作成コーナー



国税庁  
e-Taxキャラクター  
イータ君

- スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動で入力
- 青色申告決算書や収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」



## 確定申告はマイナポータル連携が便利です

マイナポータル連携とは、所得税の確定申告書を作成する際に、マイナポータル経由で、控除証明書などの情報を一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。



国税庁ホームページ  
「マイナポータルと連携した  
所得税確定申告手続」

### 所得税の確定申告が必要な方

確定申告は、1年間の所得と税額を申告し納税するもので、次に該当する方は申告が必要です。

- ① 事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計金額が配偶者控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
  - ② 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
  - ③ 給与以外の所得が20万円を超える方
  - ④ 給与を2カ所以上から受けている方
  - ⑤ 年末調整の内容に変更がある方
  - ⑥ 公的年金などの雑所得のみの方で、その所得金額が所得控除の合計額を超える方
- ①～⑥以外にも確定申告が必要な場合があります。  
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- ⑥に該当する方のうち、公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告は不要です。**ただし、町県民税の申告は必要です。**  
(外国の公的年金を受給していた方は確定申告が必要です)

### 町県民税の申告が必要な方

1月1日現在、町内に住所などがあり、所得税の確定申告をする方のほか、次に該当する方は町県民税の申告が必要です。

- ① 昨年中に金額の多少にかかわらず所得のあった方  
(給与所得だけで、給与支払報告書が勤務先から町へ提出される方は除く)
- ② 給与所得者で給与以外の所得があった方
- ③ 所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方
- ④ 税法上、扶養親族になっていない方  
(昨年中に収入がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、国民年金納付免除申請などの資料となりますので、申告をお願いします。)

町県民税の申告書は、前年の課税を基に申告が必要と思われる方に郵送しています。  
パソコンまたはスマートフォンを利用した申告も可能です。

eLTAX 個人住民税申告システム



### 医療費控除の申告をする方

ご自身で作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付してください。

同明細書は国税庁ホームページに掲載されている様式などをご利用ください(医療費の領収書の添付は不要ですが、自宅などで5年間保存する必要があります)。

## 厚木税務署からのお知らせ

問 厚木税務署 ☎ 046(221)3261

### 厚木税務署の確定申告会場への入場には、 LINEによるオンライン事前予約が必要です

当日、会場配布の入場整理券はなくなり次第終了となります。LINEによる事前予約の申し込みは、国税庁のLINE公式アカウントからできます。友だち追加していただき、ぜひ、ご利用ください。



国税庁  
「LINE公式アカウント」



### 2月13日(金)までに厚木税務署での相談を希望される方

LINEによるオンライン事前予約または電話による事前予約が必要です。  
当日入場整理券はありませんのでご注意ください。

### 国税の納付は 各種納付方法について ▶ 安心・便利なキャッシュレス納付で

納付する税額がある場合は、納期限までに自ら納付していただく必要があります。  
キャッシュレス納付(ダイレクト納付、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付、振替納税)をご利用ください。

### ふるさと納税ワンストップ特例注意点

確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

